都道府県・指定都市における単独事業等一覧（平成25年度都道府県・指定都市別）

自治体名	施策分野	事業名 （所管課）	開始年度	予算額 （千円）	概要
熊本県	啓発・広報	ＵＤやさしいまちづくり普及啓発事業（健康福祉政策課）	平成6年度	9,071	障がい者用駐車場の適正利用を促進するため「ハートフルパス制度」を実施するとともに、県民や事業者の“ＵＤ”や“やさしいまちづくり”に対する理解を促進するための広報啓発、情報提供や研修支援事業等を行う。
熊本県	啓発・広報	地域の支事おこし（健康福祉政策課）	平成23年度	943	ソーシャルファームの理念を啓発するため、高齢者・障がい者施設、地域の縁がわ取組団体、地域づくり団体、市町村、市町村社会福祉協議会を対象に先進取組団体等の講演会を開催する。
熊本県	生活支援	地域療育総合推進事業（障がい者支援課）	平成17年度	29,008	在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児、身体障がい児及び発達障がい児（以下「在宅障がい児等」という。）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育体制を充実し、在宅障がい児等の福祉の向上を図ることを目的に次の事業を実施。 ・地域療育センター事業 ・障害児等療育支援事業 ・地域療育ネットワーク推進事業
熊本県	生活支援	障がい者スポーツ・文化振興事業(障がい者支援課)	平成5年度	15,994	毎年開催される全国障害者スポーツ大会への熊本県選手団の派遣業務委託及び障がい者のスポーツ・文化の振興事業への補助。
熊本県	生活支援	障害者条例推進事業（障がい者支援課）	平成24年度	12,349	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づく特定相談に応じるため、広域専門相談員、地域相談員を配置するとともに、不利益取扱いに関する事案解決のための助言・あっせん等を行うため調整委員会を開催する。
熊本県	生活支援	「熊本こころの電話」運営事業（障がい者支援課）	昭和57年度	-	精神的健康を損ね、相談する相手もなく深刻な精神的危機に陥っている人に対して、一定期間の養成研修を受けたボランティアの電話カウンセラーが年中無休で電話相談に応じ、その心理的、情緒的危機から脱せられるよう援助する。
熊本県	生活支援	持ち込み車両による技能試験及び運転適性相談の実施（警察本部運転免許試験課）	－	-	運転免許取得希望者に対する利便の向上を図るため、持ち込み車両による技能試験の実施や専門的な知識を有する相談員による運転適性相談を実施する。
熊本県	生活支援	医療的ケアが必要な障がい児（者）介護者レスパイトケア支援事業（障がい者支援課）	平成25年度	4,047	日中一時支援事業所に対して、看護士等の配置を財政的に支援することにより、医療的ケアが必要な重度の障がい児（者）の利用を促し、家族が安心してレスパイト（休息）できるよう支援する。
熊本県	生活支援	精神障がい者地域移行支援アドバイザー設置事業（障がい者支援課）	平成25年度	401	「地域移行支援アドバイザー」を県内に2名配置し、精神科病院や相談支援事業者等における精神障がい者の地域移行への取組みに対する支援・助言を行う。

自治体名	施策分野	事業名 (所管課)	開始年度	予算額 (千円)	概要
熊本県	生活環境	やさしさと夢あるまちづくり支援事業（ユニバーサルデザイン建築推進事業）（建築課）	平成14年度	4,000	建物におけるユニバーサルデザイン（ＵＤ）の取組みを進めるためＵＤによる民間建築物の整備に対して補助を行いその普及啓発を図る。
熊本県	生活環境	やさしさと夢あるまちづくり支援事業（やさしいまちづくり建築物推進事業）（建築課）	平成7年度	1,332	バリアフリー法の特定建築物に対する事前協議における指導・助言を行う他、「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン（平成１４年度作成）」及び「既存建築物のユニバーサルデザイン評価マニュアル（平成１５年度作成）」を活用すると共に、（熊本県）やさしいまちづくり条例に基づき、誰もが使いやすい建築物の普及を推進する。
熊本県	生活環境	防災安全交付金(交通安全)事業（道路保全課）	平成7年度	15,000	少子高齢化社会の進展に伴い、高齢者や障がい者の円滑な移動支援を目的とし、歩道の新設や既設歩道の段差解消、拡幅など、道路のユニバーサルデザインに基づいた、すべての人にやさしく安全な歩道の整備を実施する。
熊本県	生活環境	障がい者住宅改造助成事業（障がい者支援課）	平成8年度	7,560	重度の身体障がい児（者）及び知的障がい児（者）がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成することにより、在宅での自立支援、寝たきり防止、介護者の負担軽減を図る。
熊本県	生活環境	福祉有償運送連絡会議運営事業（健康福祉政策課）	平成15年度	228	熊本県福祉有償運送連絡会議の主宰等により、県内運営協議会の運営の円滑化及び福祉有償運送の普及促進を図る。
熊本県	生活環境	ファックス１１０番（警察本部通信指令課）	平成4年度	-	聴覚等障がい者を対象とした警察への緊急通報用ファックスで、障がい者からの緊急通報への迅速、的確な対応を図る。
熊本県	生活環境	メール１１０番（警察本部通信指令課）	平成14年度	-	携帯電話等のメール機能を利用し、障がい者からの緊急通報への迅速、的確な対応を図る。
熊本県	生活環境	グループホーム等移行促進事業（障がい者支援課）	平成25年度	2,910	アパート等を借り上げてグループホーム等を経営する事業者に対して、事業者が負担した借り上げに伴う初度経費（敷金、礼金、手数料等）を助成する。
熊本県	教育・育成	特別支援学校キャリアサポート事業（特別支援教育課）	平成20年度	6,652	キャリアサポーターを特別支援学校に配置し、就職希望者に対する就職支援を行うとともに、社会生活への円滑な移行、就職後の早期離職防止の支援を行う。また、学校の教員や保護者への講話や情報提供を通し、より適切な就労支援が行えるようにする。
熊本県	教育・育成	障害児審査委員会（特別支援教育課）	昭和47年度	235	障がいを有する児童・生徒の障がいの程度を判別することを目的とする。

自治体名	施策分野	事業名 (所管課)	開始年度	予算額 (千円)	概要
熊本県	教育・育成	人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業 (特別支援教育課)	平成25年度	10,248	人工呼吸器を装着し特別支援学校に通学している児童生徒の保護者の常時付添負担軽減のため、保護者が契約した看護師を派遣する訪問看護ステーションに対して、予算の範囲内において派遣費用を補助。
熊本県	教育・育成	熊本地区新設支援学校（仮称）準備事業（特別支援教育課）	平成25年度	6,585	新設支援学校の平成26年度開校に向けた整備を行う。
熊本県	雇用・就業	障がい者雇用優良事業所等の表彰（労働雇用課）	昭和47年度	80	障がい者雇用において高い実績のある事業主及び良好な勤務実績を有する障がい者を表彰する。
熊本県	雇用・就業	障がい者雇用応援団事業（労働雇用課）	平成18年度	-	優良企業による障がい者雇用応援団を結成し、未達成企業等への相談・助言を行う。
熊本県	雇用・就業	障がい者技能向上支援事業（産業人材育成課）	―	280	・アビリンピック全国大会出場選手強化等補助として、選手の練習材料代等を補助。 ・県障がい者技能競技大会の運営費（一部）。
熊本県	雇用・就業	地域雇用創出支援事業(労働雇用課)	平成24年度	6,347	地域の雇用機会の創出を図るため、障がい者を新たに雇用する事業主に対し、その雇用人数に応じ助成金を交付する。
熊本県	雇用・就業	精神障がい者社会適応訓練事業（障がい者支援課）	平成15年度	1,574	通院患者の生活指導・作業訓練を協力事業所に委託し、社会適応力を養い社会復帰を促進する。
熊本県	雇用・就業	障がい者職場実習促進事業（障がい者支援課）	平成25年度	3,141	農業法人、民間企業等の実習受入に係る環境整備に要する経費を補助することにより、職場実習の受け入れ先の確保を促進するとともに、障がい者の就労促進を図る。
熊本県	保健・医療	重度心身障がい者医療費助成事業（障がい者支援課）	昭和48年度	1,619,036	重度心身障がい者の医療費助成を行う市町村に対して補助を行う。（対象者：身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神手帳1級、福祉手当受給相当者）
熊本県	情報・コミュニケーション	やさしいくまもとづくり広報事業（広報課）	平成8年度	5,448	視覚・聴覚障がい者等に対し、県政情報を定期的に提供するため、点字版・録音版広報誌の制作や県政広報テレビ番組に字幕挿入を行う。

自治体名	施策分野	事業名 (所管課)	開始年度	予算額 (千円)	概要
熊本県	情報･コミュニケーション	ＮＨＫデータ放送（広報課）	平成18年度	-	聴覚障がい者等を含め、県民の皆さんに県政情報を定期的に提供するため、ＮＨＫ地上デジタル電波を利用したデータ放送を行う。
熊本県	情報･コミュニケーション	コミュニケーション推進事業（障がい者支援課）	平成24年度	228	県内の企業･団体が主催する大会、講演会、説明会など（地方自治体が主催、共催するものを除く）のために、その主催者が手話通訳者又は要約筆記者の派遣を希望する場合、派遣費用（手話通訳料、要約筆記機材一式、交通費、事務手数料）の１／２を県が負担する。
熊本県	情報･コミュニケーション	難聴児補聴器購入費助成事業（障がい者支援課）	平成24年度	1,279	両耳の聴力レベルが３０ｄＢ以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない１８歳未満の難聴児に対して、補聴器新規購入及び耐用年数経過後の更新費用の助成を行う。事業の実施主体は市町村で、負担割合は、県１／３、市町村１／３、本人１／３。